

公 募 公 告

ウェルビーイング塾（実践講座）業務委託に係る企画提案書の提出を公募するので、次のとおり公告する。

令和6年5月8日

福井県知事 杉本 達治

1 企画提案書の提出を求める事項

(1) 企画提案書の提供を求める業務（以下「公告業務」という。）の名称

ウェルビーイング塾（実践講座）業務委託

(2) 公告業務の内容

ウェルビーイング塾（実践講座）業務委託

なお、詳細については、別添「ウェルビーイング塾（実践講座）業務委託」に係る企画提案書の募集要領を参照すること。

2 企画提案書を提出する者に必要な資格および参加申込書の提出

(1) 応募対象者

この企画提案に応募できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

ア 地方自治法（昭和22年政令第16号）施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ 福井県の物品の競争入札参加資格名簿に登録されている者（令和6年5月24日（金）時点で、登録されている者を含む。）であること。

ウ 契約締結日において、福井県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている者でないこと。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。

カ 県税に滞納がないこと。

(2) 参加申込書の提出期限

令和6年5月24日（金）午後4時（必着）で、持参または郵便、電子メールで提出すること。ただし、土曜日、日曜日および休日を除く。

(3) 参加申込書の提出書類

ア 企画提案参加申込書（募集要領・別紙様式2）

イ 福井県競争入札参加資格通知書の写し

ウ 企画提案参加事業者の概要、事業内容等が分かる書類（企業案内等・大きさは任意）

エ 法人については商業登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し、

- オ 個人事業主については個人事業の開廃業等届出書の控えの写し
- カ 直近2期分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）の写し
- キ 県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書（公告日以降に発行されたもの。県外事業者で、福井県内に事業所等が全くないなどの理由によって、納税義務がない場合は不要。）
- ク 応募資格誓約書（募集要領・別紙様式2-2）

3 公告業務に関する募集要領の交付場所および交付期間

(1) 交付場所および交付方法

福井県産業労働部労働政策課（〒910-8580 福井市大手3丁目17-1）での手交、福井県労働政策課のホームページに掲載しているデータをダウンロードのいずれかの方法によること。

URL <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/wellbeing.html>

(2) 交付期間

令和6年5月8日（水）から令和6年5月21日（火）まで（日曜日、土曜日および休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 交付資料

- ア ウェルビーイング塾（実践講座）業務委託に係る企画提案書の募集要領
- イ ウェルビーイング塾（実践講座）業務委託仕様書
- ウ 委託契約書（案）

4 企画提案書の提出手続

(1) 提出書類および提出部数

次に掲げる事項を記載した企画提案書（A4判）1部。

- ア 事業の提案内容
- イ 経費

(2) 提出方法

持参、郵送または電子メールで提出すること。

(3) 提出期間

令和6年5月23日（木）から令和6年5月24日（金）までの午前9時から午後4時まで。

なお、提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

5 委託先候補者の選定等

(1) 選定審査の実施

提出された企画提案書は、「ウェルビーイング塾（実践講座）業務委託に関する選定委員会」（以下「委員会」という。）において審査する。

(2) 審査方法

委員会において、あらかじめ定められた審査基準（別紙参照）に基づき、企画提案書等の内容（独創性、実現性、実施体制、経費等）について、公正な審査を行う。

(3) 委託先候補者の選定

委員会の審査において、評価点の合計が満点の6割以上であり、かつ、最も評価が高かった企画提案書の応募者を委託先候補者として選定する。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、採否にかかわらず、応募者全員に通知する。

6 契約の締結

福井県は、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が整った場合に委託契約を締結する。

また、次の場合には、県は契約締結を取り消す場合がある。

- ① 委託先候補者として選定されたものが、契約の締結に応じないとき
- ② 財務状況の悪化等により事業の履行が確実でない恐れがあるとき
- ③ その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適當となるような事情が生じた場合

7 その他

- (1) この公告に係る一連の手続および業務の契約等に関する手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。
- (2) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (3) 企画提案については、報酬を支払わない。
- (4) 提案者の選定に当たり、企画提案書の内容についての説明を求めることがある。

8 問い合わせ先

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県産業労働部労働政策課 働き方改革グループ

電話 0776-20-0389

FAX 0776-20-0648

電子メール rousei@pref.fukui.lg.jp

(土・日・休日を除く、午前9時から午後5時まで)